

令和5年5月29日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 環境技術開発センター
環境保全部 廃棄物管理課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所の特定廃棄物管理施設
定期事業者検査の開始報告について

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

対象及び方法 添付資料「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和5年度定期事業者検査計画」に示す。
期 日 令和5年6月15日～令和6年3月29日

4. 検査の実績又は予定の概要

大洗研究所の特定廃棄物管理施設の施設定期検査（第18回）は、平成26年12月1日から開始し、令和2年4月1日からは、原子炉等規制法の改正に伴い定期事業者検査へ移行している。

施設定期検査では、継続的に機能維持を要する設備について、毎年定期に検査を実施し、定期事業者検査においてもこれらの機能維持に係る検査を継続的に実施する。

なお、平成25年12月に改正された原子炉等規制法（新規制基準）への適合性に係る廃棄物管理事業変更許可申請は、平成30年8月22日に許可を受け、その後令和5年5月2日に廃棄物管理事業の変更の許可を得ている。

現在、許可に基づく工事のため、設計及び工事の計画の認可申請及び使用前事業者検査申請を進めており、今後、必要な使用前事業者検査を実施すると共に、施設全般に係る検査を実施する予定である。

なお、令和4年度の定期事業者検査において、定期事業者検査成績書における所見及び処置すべき事項はなかった。

添付資料

添付資料 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理
施設 令和5年度定期事業者検査計画

参考資料

廃棄物管理施設 施設管理実施計画

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和5年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考
第9条 第1号	計測制御系統施設 (第19条)	計測制御系 統施設	廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ計測設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備 処理済廃液貯槽計測設備 排水監視設備計測設備 セメント固化装置計測設備	警報検査（液位異常上昇） 警報検査（漏えい検知）	A-001	令和5年9月	
			β ・ γ 焼却装置温度計測制御設備※3 β ・ γ 焼却装置圧力計測制御設備※3 α 焼却装置温度計測制御設備 α 焼却装置圧力計測制御設備	警報検査（温度異常高、炉内負圧低下）	A-002	令和5年8月 令和6年3月	β ・ γ 焼却装置温度計測制御設備及び β ・ γ 焼却装置圧力計測制御設備においては、保安記録確認検査により実施状況を確認
			β ・ γ 封入設備圧力計測制御設備 β ・ γ 貯蔵セル圧力計測制御設備 α ホール設備圧力計測制御設備 α 封入設備圧力計測制御設備	警報検査（セル内負圧低下） 機能検査	A-003	令和5年7月 令和5年10月	機能検査については、 β ・ γ 封入設備圧力計測制御設備及び β ・ γ 貯蔵セル圧力計測制御設備が対象
			管理機械棟集中監視設備 警備所大洗研究所主警報盤	警報検査（作動・表示）	A-004	令和5年8月	
			セメント固化装置計測設備	機能検査（インターロックに係る検査）	A-005	令和5年 9月～10月	
第9条 第2号	処理施設及び廃棄 施設（第16条）	廃 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 処 理 施 設	化学処理装置※3	処理能力検査	B-001	令和6年3月	保安記録確認検査により実施状況を確認
			廃液蒸発装置Ⅰ	処理能力検査	B-002	令和5年7月	
			廃液蒸発装置Ⅱ	処理能力検査	B-003	令和5年7月	
			セメント固化装置	処理能力検査	B-013	令和5年 9月～10月	
			β ・ γ 圧縮装置Ⅰ	処理能力検査	B-004	令和5年7月	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和5年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考	
第9条 第2号	処理施設及び廃棄 施設（第16条）	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	β・γ圧縮装置Ⅱ	処理能力検査	B-005	令和5年7月		
			β・γ焼却装置※3	処理能力検査	B-006	令和6年3月	保安記録確認検査 により実施状況を確認	
			β・γ封入設備	処理能力検査	B-007	令和5年8月		
			α焼却装置※3	処理能力検査	B-008	令和6年3月	保安記録確認検査 により実施状況を確認	
			αホール設備	処理能力検査	B-009	令和5年7月		
			α封入設備	処理能力検査	B-010	令和5年8月		
	換気（第13条） 処理施設及び廃棄 施設（第16条）	その他廃棄 物管理設備 の附属施設	管理区域系排気設備	処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011	令和5年10月		
			セル系排気設備	処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-012	令和5年10月		
	第9条 第3号	放射線管理施設 （第20条）	放射線管理 施設	エリアモニタ	指示精度等検査（点検校正検査；指示精度検査）	C-001	令和5年10月	
				排気モニタリング設備				
エリアモニタ				指示精度等検査（警報検査）	C-002	令和5年10月		
排気モニタリング設備								
第9条 第4号	放射線管理施設 （第20条）	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	廃液処理棟	線量当量率・放射性物質濃度測定検査	D-001	令和5年10月		
			β・γ固体処理棟Ⅰ					
			β・γ固体処理棟Ⅱ					
			β・γ固体処理棟Ⅲ					
			β・γ固体処理棟Ⅳ					
			α固体処理棟					
			管理機械棟					

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和5年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考
第9条 第4号	放射線管理施設 (第20条)	廃棄物管理 設備本体の 管理施設	固体集積保管場Ⅰ	線量当量率測定検査	D-002	令和5年7月	
			固体集積保管場Ⅱ				
			固体集積保管場Ⅲ				
			固体集積保管場Ⅳ				
			α固体貯蔵施設				
		放射性廃棄物 の受入れ 施設	廃液貯留施設Ⅰ	線量当量率・放射性物質濃度測定検査	D-003	令和5年10月	
			廃液貯留施設Ⅱ				
			有機廃液一時格納庫				
			β・γ一時格納庫Ⅰ				
			β・γ一時格納庫Ⅱ				
α一時格納庫							
第9条 第5号	閉じ込めの機能 (第11条) 換気(第13条) 計測制御系統施設 (第19条)	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	β・γ焼却装置※3	負圧確認検査(焼却炉内、廃棄物分類用ボックス 内及び灰出しボックス内負圧)	E-001	令和6年3月	保安記録確認検査 により実施状況を確認
			α焼却装置※3				
		その他廃棄物 管理設備 の附属施設	セル系排気設備	負圧確認検査(セル内等負圧)	E-002	令和5年6月 令和5年10月	
		廃棄物管理 設備本体の 処理施設	α焼却装置	作動検査(運転切替)	E-003	令和5年6月	
		その他廃棄物 管理設備 の附属施設	αホール排気設備	作動検査(ダンパの閉止確認)	E-004	令和5年6月 令和5年9月	
管理区域系排気設備、セル系排気設備							

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和5年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考
第9条 第5号	閉じ込めの機能 (第11条) 換気(第13条) 計測制御系統施設 (第19条)	放射性廃棄物の受入れ施設	廃液貯槽Ⅱ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫	排気確認検査	E-005	令和5年 6月～7月 令和5年10月	
		廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置	排気確認検査	E-006	令和5年6月 令和5年10月	
	閉じ込めの機能 (第11条) 計測制御系統施設 (第19条)		廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ	漏えい検査(目視確認及び検知器不作動)	E-007	令和5年7月	
第22条 第2号	計測制御系統施設 (第19条)	計測制御系統施設	β・γ焼却装置温度計測制御設備※3 β・γ焼却装置圧力計測制御設備※3 α焼却装置温度計測制御設備※3 α焼却装置圧力計測制御設備※3	作動検査(安全制御機能作動検査)	F-001	令和6年3月	保安記録確認検査により実施状況を確認
	閉じ込めの機能 (第11条)	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備	作動検査(漏えい検知)	F-002	令和5年6月	
		その他廃棄物管理設備 の附属施設	α固体処理棟廃液予備処理装置 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽	作動検査(液位異常上昇検知) 作動検査(漏えい検知)	F-003	令和5年6月 令和5年 8月～10月	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和5年度定期事業者検査計画

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	予定時期	備 考
第 22 条 第 2 号	閉じ込めの機能 (第 11 条)	放射 性 廃 棄 物 の 受 入 れ 施 設	廃液貯槽 I	作動検査 (漏えい検知)	F-004	令和 5 年 6 月	
			β ・ γ 貯蔵セルセル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-005	令和 5 年 6 月	
	搬送設備 (第 18 条)	廃 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 処 理 施 設	β ・ γ 封入設備セル内クレーン α ホール設備セル内クレーン α 封入設備セル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-006	令和 5 年 6 月～7 月	
			廃 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 管 理 施 設	固体集積保管場Ⅱ荷役設備 固体集積保管場Ⅲ荷役設備 α 固体貯蔵施設荷役設備	作動検査 (クレーン作動)	F-007	令和 5 年 6 月～7 月
	閉じ込めの機能 (第 11 条)	廃 棄 物 管 理 設 備 本 体 の 管 理 施 設	α 固体貯蔵施設貯蔵孔内空気サンプリング設備	作動検査 (空気サンプリング設備作動)	F-008	令和 5 年 7 月	
	火災等による損傷 の防止 (第 3 条)	そ の 他 廃 棄 物 管 理 設 備 の 附 属 施 設	消防設備	保安記録確認検査 (消火設備、自動火災報知設備)	F-009	令和 5 年 6 月 15 日	
	安全機能を有する 施設 (第 17 条) 予備電源 (第 21 条) 通信連絡設備 (第 22 条)		通信連絡設備 (敷地内の通信連絡設備 (構内一斉放送設備)、大洗研究所外通信連絡設備、大洗研究所内通信連絡設備)	性能検査	F-010	令和 5 年 10 月～11 月	
—	—	—	廃棄物管理施設の保安活動	保安記録確認検査 (保安活動)	G-001	令和 6 年 3 月	

※1 : 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 4 号

※2 : 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則 平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 33 号

※3 : 特別な保全計画に基づく保全実施対象

※4 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 原子力施設検査室長策定

様式-6 (2)

廃棄物管理施設 施設管理実施計画

承認	同意	確認	策定		
環境保全部長	廃棄物取扱主任者	放射線管理部長	減容処理施設準備室長	放射線管理第2課長	廃棄物管理課長



【改訂履歴】

制定 : 制定日 令和 5 年 5 月 15 日 施行日 令和 5 年 6 月 15 日
 改訂 : 改訂日 令和 年 月 日 施行日 令和 年 月 日
 理由

(通知先 : 放射線管理第 2 課長)

(目的)

第1条 本計画は、廃棄物管理施設の施設管理に当たり、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「廃棄物管理規則」という。)第29条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

なお、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設の内、固体廃棄物減容処理施設以外の施設を管理し、減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを確認する。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設保安規定(以下「保安規定」という。)第13条の2(品質マネジメント計画)「7.1 業務の計画」に基づき、毎年度、当該年度に先立ち、「業務の計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。施設管理実施計画の始期は定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、前項の計画の作成は「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書(QS-P08)」及び環境保全部の品質マネジメント要領(以下「環境保全部QA要領」という。)のうち「業務の計画の管理要領(環境-QAS-01-05)」(放射線管理第2課長においては、品質マネジメントに関わる管理要領書(放射線管理部品質マネジメント管理要領書(以下「放射線管理部QA要領」という。))とする。)に基づき行うとともに、必要な手続を実施する。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、保安規定第102条(修理及び改造)に係る廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設における設計・開発管理要領(廃管-QAM-05)」に従い、また、「保守管理要領(廃管-QAM-12)」「24. 修理及び改造」(放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。)の定めにより「修理及び改造計画書」を作成し、それに基づき、業務を実施する。

減容処理施設準備室長は、保安規定第102条(修理及び改造)に係る固体廃棄物減容処理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、「環境保全部における業務の管理要領(環境-QAM-09)」、「廃棄物管理施設の建設段階における設計・開発管理要領(OWTF-QAM-05)」に従い業務を実施する。

2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の修理及び改造、若しくは設備の新設が保安規定第102条の2(使用前事業者検査)に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要領(廃管-QAM-08)」(放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。)に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の修理及び改造、若しくは設備の新設が保安規定第102条の2(使用前事業者検査)に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「廃

棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続を行う。

- 3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項及び前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要領（廃管-QAM-08）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、第1項及び第2項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続を行う。

（第4号ハ 廃棄物管理施設の保全のために実施する巡視）

第4条 廃棄物管理課長は、保安規定第19条（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視）に基づき、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の保安のための巡視を行う。

2 放射線管理第2課長は、放射線管理部 QA 要領に基づき、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の保安のための巡視を行う。

3 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の保安のための巡視を行う。

4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、第1項から第3項の巡視の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「業務の計画の管理要領（環境-QAS-01-05）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

（第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期）

第5条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設について、保安規定第99条の3（施設管理実施計画等の策定）第2項の定めにより、当該施設の点検等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（添付資料1及び添付資料2並びに添付資料3）及び廃棄物管理施設の設備・設備が有すべき性能について「定期事業者検査要否整理表」（添付資料4及び添付資料5並びに添付資料6）（以下「保全計画」という。）を作成する。

なお、廃棄物管理施設のうち固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）の受検中である。そのため、使用前検査（使用前事業者検査）を受検し合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを確認するために、事後保全における自主的な点検（外観確認）を実施する。

2 前項の保全計画に記載する点検等の方法については、これらの手順を示した要領書等による。また、点検等の実施頻度及び時期については、第2条の「業務の計画」の記載に代えることができる。

3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検等の実施に当たっては、保安規定第99条の4（保全活動の実施）、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設における監視機器及び測定器の管理要領（廃管-QAM-07）」、「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要

領（廃管-QAM-08）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、前項の点検等の実施に当たっては、保安規定第99条の4（保全活動の実施）、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設の建設段階における監視機器及び測定器の管理要領（OWTF-QAM-07）」、「廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続を行う。

- 4 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第10条（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）及び「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則（大洗 QAM-41）」の定めにより、検査の独立性を確保する。

（第4号ホ 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置）

第6条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検等を実施する際、保安の確保のために措置を講ずる必要がある場合は、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「業務の計画の管理要領（環境-QAS-01-05）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な措置を講ずる。

（第4号ヘ 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法）

第7条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検等の結果について、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、確認及び評価を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検等の結果について、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）に基づき、確認及び評価を行う。

- 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認及び評価に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、前項の確認及び評価に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」に基づき、必要な手続を行う。

（第4号ト 前条の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置）

第8条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）について、前条の確認及び評価の結果を踏まえ、実施すべき処置が必要と認める場合は、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な改善を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設について、前条の確認及び評価の結果を踏

まえ、実施すべき処置が必要と認める場合は、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）に基づき、必要な改善を行う。

- 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、前項の改善の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）」に基づき、必要な手続を行う。

（第4号子 施設管理に関する記録）

第9条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、「大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）」及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）の定めにより管理する。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、「大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）」の定めにより管理する。

添付資料

- 添付資料1 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表
- 添付資料2 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）
- 添付資料3 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表
- 添付資料4 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表
- 添付資料5 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）
- 添付資料6 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

Table with columns: 最終更新日, 計画事項, 保全対象設備, 保全方式, 重要度, 小項目(設備), 中項目(設備), 大項目(施設), 設備名称, 設備仕様, 設備型式, 設備位置, 設備状態, 設備点検項目, 設備点検頻度, 設備点検時期, 設備点検場所, 設備点検担当者, 設備点検記録, 設備点検結果, 設備点検報告, 設備点検承認, 設備点検完了, 設備点検評価, 設備点検改善, 設備点検計画, 設備点検実施, 設備点検検証, 設備点検報告, 設備点検承認, 設備点検完了, 設備点検評価, 設備点検改善.

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

検査項目 記載事項	検査要領 記載事項	検査項目 (設備)	小項目 (構成)	保全 方式	検査 頻度	検査 時期	検査 内容	検査 項目	検査 頻度	検査 時期	検査 内容	中長期保全 (通常の検査期間 12月間を越える期間での検査)		備考	担当課室
												点検箇所 点検頻度 (○) 毎年度、(△) 毎半年、(□) 毎半年、(◇) 毎半年、(○) 毎半年、(△) 毎半年、(□) 毎半年、(◇) 毎半年	更新計画 更新頻度 (○) 毎年度、(△) 毎半年、(□) 毎半年、(◇) 毎半年		
本文4 A 1 A (1) 構造 (2) 管理施設を収容する施設 (3) 管理施設を収容する施設 (4) 管理施設を収容する施設 (5) 管理施設を収容する施設 (6) その他の主要な事項	本文4 A 1 A (1) 構造 (2) 管理施設を収容する施設 (3) 管理施設を収容する施設 (4) 管理施設を収容する施設 (5) 管理施設を収容する施設 (6) その他の主要な事項	特別施設	空気圧縮機	○点検	○年	○年	空気圧縮機	空気圧縮機	○年	○年	空気圧縮機	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	ポンプ	○点検	○年	○年	ポンプ	ポンプ	○年	○年	ポンプ	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	自動火災報知設備	○点検	○年	○年	自動火災報知設備	自動火災報知設備	○年	○年	自動火災報知設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消火設備	○点検	○年	○年	消火設備	消火設備	○年	○年	消火設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	ガス検知設備 (αホール検知機、α射入装置)	○点検	○年	○年	ガス検知設備	ガス検知設備	○年	○年	ガス検知設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	固体廃棄物管理	○点検	○年	○年	固体廃棄物管理	固体廃棄物管理	○年	○年	固体廃棄物管理	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	建物	○点検	○年	○年	建物	建物	○年	○年	建物	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	管理施設	○点検	○年	○年	管理施設	管理施設	○年	○年	管理施設	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
本文4 A 1 A (1) 構造 (2) 管理施設を収容する施設 (3) 管理施設を収容する施設 (4) 管理施設を収容する施設 (5) 管理施設を収容する施設 (6) その他の主要な事項	本文4 A 1 A (1) 構造 (2) 管理施設を収容する施設 (3) 管理施設を収容する施設 (4) 管理施設を収容する施設 (5) 管理施設を収容する施設 (6) その他の主要な事項	特別施設	建物	○点検	○年	○年	建物	建物	○年	○年	建物	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	管理施設	○点検	○年	○年	管理施設	管理施設	○年	○年	管理施設	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
本文4 A 1 A (1) 構造 (2) 管理施設を収容する施設 (3) 管理施設を収容する施設 (4) 管理施設を収容する施設 (5) 管理施設を収容する施設 (6) その他の主要な事項	本文4 A 1 A (1) 構造 (2) 管理施設を収容する施設 (3) 管理施設を収容する施設 (4) 管理施設を収容する施設 (5) 管理施設を収容する施設 (6) その他の主要な事項	特別施設	建物	○点検	○年	○年	建物	建物	○年	○年	建物	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	管理施設	○点検	○年	○年	管理施設	管理施設	○年	○年	管理施設	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課
		特別施設	消防設備	○点検	○年	○年	消防設備	消防設備	○年	○年	消防設備	○年	○年		廃棄物管理課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

※一部設備交換あり ※※ 一部設備交換あり ※※※ 一部設備交換あり

Table with columns: 許可書記載事項, 大項目(施設), 中項目(設備), 小項目(構造), 保全装置, 保全方式, 供用設備, 事業者検査項目, 要領番号, 点検履歴, 要領番号, 更新計画, 備考, 担当部署. Rows include items like 気体廃棄物の処理施設, 液体廃棄物の処理施設, and 計画制御システム設備.

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

※一部設置交換あり ※※ 独立検査種目において前年度に実施した検査番号

Table with columns: 設備項目 (Equipment Item), 小項目 (サブ項目), 安全重要度 (Safety Importance), 保全方式 (Maintenance Method), 実施時期 (Implementation Period), 実施内容 (Implementation Content), 更新番号 (Update No.), 更新頻度 (Update Frequency), 更新理由 (Update Reason), 更新計画 (Update Plan), 備考 (Remarks), 担当課 (Responsible Dept).

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

※ 一部施設は交換済み ※ 放射線管理施設において前年度に設定した検査番号

許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 方式	保全 周期	検査 項目 (詳細)	供用設備		検査 系引番号	備考	担当部署
							検査書 系引番号	点検 実施			
本文/A 放射線管理施設の設備 への放射線管理器具の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	エリアモニター	○低	○低	2台	●指示精度検査 ●警報検査 △点検記録簿確認 △点検記録簿確認	C-001※※ C-002※※ G-001※※	※2-1H-01 ※2-1H-01 ※2-1H-01		放射線管理第2課
			室内空気モニター	○低	○低	1台	△点検記録簿確認 △点検記録簿確認	G-001※※ D-001※※ G-001※※	※2-1H-01 ※2-1H-01		放射線管理第2課
			ローカルサンプリング装置	○低	○低	—	△点検記録簿確認 △点検記録簿確認	G-001※※ D-001※※ G-001※※	※2-1H-01 ※2-1H-01		放射線管理第2課
			ガンマ線サーベイメータ	○低	○低	1台	●精度調整検査 △点検記録簿確認	D-001※※ G-001※※	調整-SK-08		放射線管理第2課
本文/A 放射線管理施設の設備 への放射線管理器具の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	表面汚染検査用サーベイメータ (ベータ線)	○低	○低	1台	△点検記録簿確認	G-001※※	調整-SK-08		放射線管理第2課
			ハンドフラットクロスモニター	○低	○低	1台	△点検記録簿確認	G-001※※	※2-1H-01		放射線管理第2課
			サーベイメータ	○低	○低	1式	●精度調整検査 ●計数効率検査 ●警報検査	G-001※※ C-002※※ G-001※※	調整-SK-08 ※2-1H-01 ※2-1H-01		放射線管理第2課
			鉛線モニターリング装置 (ベータ線)	○低	○低	1台	●指示精度検査 ●警報検査 △点検記録簿確認	G-001※※ C-002※※ G-001※※	調整-SK-08 ※2-1H-01 ※2-1H-01		放射線管理第2課

廃棄物管理施設用廃液貯槽	
排水監視施設	

5・Y面放射線第1											
本文/A 放射線管理施設の設備 への放射線管理器具の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	エリアモニター	○低	○低	2台	●指示精度検査 ●警報検査 △点検記録簿確認 △点検記録簿確認	C-001※※ C-002※※ G-001※※	※2-1H-01		放射線管理第2課
			室内空気モニター	○低	○低	1台	△点検記録簿確認 △点検記録簿確認	G-001※※ D-001※※ G-001※※	※2-1H-01 ※2-1H-01		放射線管理第2課
			ローカルサンプリング装置	○低	○低	—	△点検記録簿確認 △点検記録簿確認	G-001※※ D-001※※ G-001※※	調整-SK-08 調整-SK-08 ※2-1H-01		放射線管理第2課
			ガンマ線サーベイメータ	○低	○低	1台	●精度調整検査 △点検記録簿確認	D-001※※ G-001※※	調整-SK-08		放射線管理第2課
本文/A 放射線管理施設の設備 への放射線管理器具の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	表面汚染検査用サーベイメータ (ベータ線)	○低	○低	1台	△点検記録簿確認	G-001※※	調整-SK-08		放射線管理第2課
			ハンドフラットクロスモニター	○低	○低	1台	△点検記録簿確認	G-001※※	調整-SK-08		放射線管理第2課
			サーベイメータ	○低	○低	1式	●精度調整検査 ●計数効率検査 ●警報検査	G-001※※ C-002※※ G-001※※	調整-SK-08 ※2-1H-01 調整-SK-08		放射線管理第2課
			鉛線モニターリング装置 (ベータ線)	○低	○低	1台	●指示精度検査 ●警報検査 △点検記録簿確認	G-001※※ C-002※※ G-001※※	調整-SK-08 ※2-1H-01 調整-SK-08		放射線管理第2課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

最終更新日 2023/4/28

※一部設置状況変更あり

許可書 記載事項	対象設備機器	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (注)各設備標準に準ずる事項。 (○)立入検査、(△)点検確認、(□)点検確認、(●)点検確認、(○)点検確認、(△)点検確認、(□)点検確認	経費 内訳番号	経費 内訳番号	中長期保守(通常の検査期間 12月間を超える期間での検査)		備考	担当部署
									点検維持	更新計画		

本文4 A へ、放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設 放射線監視設備	エリアモニタ	2台	○底	時間	●指示精度検査	C-001 ※※	Δ年次	放2-1H-01			放射線管理課	
						●警報検査	C-002 ※※						
						△外観点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						●放射線計測精度検査	G-001 ※※	Δ年次					
						△外観点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						△流量計点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						●指示精度検査、●計数効率検査	C-001 ※※	Δ年次					
						●警報検査	C-002 ※※						
						△外観点検記録確認	G-001 ※※						

本文4 A へ、放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設 放射線監視設備	エリアモニタ	4台	○底	時間	●指示精度検査	C-001 ※※	Δ年次	放2-1H-01			放射線管理課	
						●警報検査	C-002 ※※						
						△外観点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						△点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						●放射線計測精度検査	D-001 ※※	Δ年次					
						△外観点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						△流量計点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						●線量当量検査	D-001 ※※	Δ年次					
						△点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						△点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						●指示精度検査	C-001 ※※	Δ年次					
						●警報検査	C-002 ※※						
						△外観点検記録確認	G-001 ※※						

本文4 A へ、放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設 放射線監視設備	エリアモニタ	3台	○底	時間	●指示精度検査	C-001 ※※	Δ年次	放2-1H-01			放射線管理課	
						●警報検査	C-002 ※※						
						△外観点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						△点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						●放射線計測精度検査	D-001 ※※	Δ年次					
						△外観点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					
						△流量計点検記録確認	G-001 ※※	Δ年次					

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設除く。) 設備保全整備表 (放射線管理第2課)

最終更新日 2023/4/26

※一部故障発生後あり

※※ 独立検査記録において前年度に発生した検査番号

検査項目 記載事項	対象設備機器			供用設備			中長期保守 (通常の検査期間 12月間を越える期間での検査)		備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 方式	保全 期間	検査者検査項目 (注) 放射線管理に関する事項 (●) 点検確認、(○) 記録確認、(△) 確認済、(×) 故障発生、(◇) 故障発生、(◇) 故障発生、(◇) 故障発生	検査番号 系列番号			更新計画 点検時期
本文A A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設	出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	〇点	時間	● 検査者検査項目 (注) 放射線管理に関する事項 (○) 点検確認、(△) 記録確認、(×) 故障発生、(◇) 故障発生、(◇) 故障発生	D-001 ※※ △年次	調整-SK-08		放射線管理第2課
				要領汚染検査用サーベイメータ (ベータ線)	1台	〇点	時間	● 検査者検査項目 (注) 放射線管理に関する事項 (○) 点検確認、(△) 記録確認、(×) 故障発生、(◇) 故障発生、(◇) 故障発生	G-001 ※※ △年次	調整-SK-08	
本文A A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備 (ベータ線)	1台	〇点	事後	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	C-001 ※※ △年次	調整-SK-03		放射線管理第2課
				排気モニタリング設備 (アルファ線)	1台	〇点	時間	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	C-002 ※※ △年次	調整-SK-03	

検査項目 記載事項	対象設備機器			供用設備			中長期保守 (通常の検査期間 12月間を越える期間での検査)		備考	担当課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	小項目 (詳細)	保全 方式	保全 期間	検査者検査項目 (注) 放射線管理に関する事項 (●) 点検確認、(○) 記録確認、(△) 確認済、(×) 故障発生、(◇) 故障発生、(◇) 故障発生	検査番号 系列番号			更新計画 点検時期
本文A A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	6台	〇点	時間	● 指示精度検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	C-001 ※※ △年次	調整-1R-01		放射線管理第2課
				要領汚染検査用サーベイメータ (アルファ線)	1台	〇点	時間	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	G-001 ※※ △年次	調整-1R-01	
本文A A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設	放射線監視設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	〇点	時間	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	D-001 ※※ △年次	調整-SK-08		放射線管理第2課
				要領汚染検査用サーベイメータ (アルファ線)	1台	〇点	時間	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	G-001 ※※ △年次	調整-SK-08	
本文A A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の点検	放射線管理施設	放射線監視設備	排気モニタリング設備 (アルファ線)	1台	〇点	事後	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	C-001 ※※ △年次	調整-SK-03		放射線管理第2課
				排気モニタリング設備 (ベータ線)	1台	〇点	時間	● 指示精度検査、● 計数効率検査 ● 警報検査 △ 外観点検記録確認	C-002 ※※ △年次	調整-SK-03	

検査項目 記載事項	対象設備機器	供用設備	中長期保守 (通常の検査期間 12月間を越える期間での検査)	備考	担当課室
固体廃棄物管理第1					
固体廃棄物管理第II 其他の設備	ガンマ線サーベイメータ	1式	〇点 事後 (△年次)		放射線管理第2課
固体廃棄物管理第III 其他の設備	ガンマ線サーベイメータ	1式	〇点 事後 (△年次)		放射線管理第2課
固体廃棄物管理第IV 其他の設備	ガンマ線サーベイメータ	1式	〇点 事後 (△年次)		放射線管理第2課

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前提検査（使用前検査）が合格であり、保全のために行う施設管理（巡検、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前提検査（使用前検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態の維持が求められることとされているため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。事後保全として、設備機器が工事を完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

Table with columns: 大項目 (施設), 中項目 (設備), 小項目 (個体), 保全要度, 保全方式, 事後検査項目, 点検項目, 点検頻度, 点検時期, 点検箇所, 点検内容, 点検結果, 備考, 担当課室. Rows include items like 'パワーミニレータ付クレーン', 'クレーン', 'サービスマン用エレベーター', 'コンベア', '排ガス処理装置', etc.

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前後検査（使用前後検査）中検査（点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が故障した状態の劣劣維持されていること、劣劣維持される必要があるため、劣劣安全における自主的な点検を実施することとする。

Table with columns: 許可書記載事項, 大項目(施設), 中項目(設備), 保全要緊度, 小項目(機器), 保全要緊度, 保全方式, 異常発生項目(注: 外部箇所等に属する事項), 設備点検項目, 設備点検頻度(注: 点検は、点検), 更新計画, 設備点検, 更新計画, 備考. Rows include items like 排ガス処理装置, 排ガスフィルタ, 排ガスファン, etc.

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用面検査（巡回、点検及び検査）の段階では、使用面検査（使用面作業検査）の場合（履歴）を取得するまでは、設備機器が設置した状態の基準維持を必要とする。また、使用面検査（巡回、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用面検査（使用面作業検査）の場合（履歴）を取得するまでは、設備機器が設置した状態において、設備機器が正常に稼働していることを毎年度点検（外観点検）にて確認する。

施設名称 設備名称	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機種)	保全 重要度	保全 方式	使用設備			中長期保守			担当部署			
						事業部 番号	設備 番号	設備 名称	更新 計画	更新 回数	更新 回数				
固体廃棄物管理施設 減容処理施設	固体廃棄物の処理施設 減容処理施設	コンベア	搬出入コンベア1	○低	事後										
			搬出入コンベア2	○低	事後										
			搬出入コンベア3	○低	事後										
			搬出入コンベア4	○低	事後										
			搬出入コンベア5	○低	事後										
			間接エリアコンベア1	○低	事後										
			間接エリアコンベア2	○低	事後										
			分選エリアコンベア1	○低	事後										
			分選エリアコンベア2	○低	事後										
			分選エリアコンベア3	○低	事後										
			分選エリアコンベア4	○低	事後										
			分選エリアコンベア5	○低	事後										
			分選エリアコンベア6	○低	事後										
			分選エリアコンベア7	○低	事後										
			分選エリアコンベア8	○低	事後										
			検出装置セコンベア1	○低	事後										
			検出装置セコンベア2	○低	事後										
			検出装置セコンベア3	○低	事後										
			積取機	○低	事後										
			レーザ切取装置												
フィルタ															
切取フード															
制御機															

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前專業者検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡回、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前專業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、監視機器が設置した状態のままで維持されることと確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。現段階においては保全重要度をすべて【0低】及び【事後保全】とし、監視機器が工事を完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

設備 区画 設備名	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (設備)	保全 重要度	保全 方式	設備 設備		中長期保守		備考	担当課		
						業務委託項目 (流体力学関連に関する事項)	更新 要約書 参照番号	更新 要約書 参照番号	更新 要約書 参照番号				
設備管理施設	設備監視設備	エリアモニタ	検出器・取捨監視器	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-24			設備室	
			監視カメラモニタ	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-24				設備室
			ローカルサンプリング装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-24				設備室
			作業機モニタリング 設備	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-25				設備室
			吸引装置ラック（共用）	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-25				設備室
			放射線監視装置（共用）	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-25				設備室
			放射線カーベック用機器	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-27				設備室
			移動型ガスモニタ	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-28				設備室
			ホータブルエアサンプリング	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-28				設備室
			業務用ソフトウェア検査計	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-29				設備室
設備管理施設	個人作業計	個人作業計	個人作業計	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-29			設備室	
			放射線監視装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-29				設備室
			入退び管理システム	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-29				設備室
			入退び管理システム	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-30				設備室
			放射線監視装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-31				設備室
			多系（多段）サンプリング装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-32				設備室
			液体サンプリング装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-33				設備室
			γ線計測装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-34				設備室
			α線監視装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-34				設備室
			放射線監視装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-34				設備室
設備管理施設	放射線監視設備	放射線監視装置（共用）	放射線監視装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-24			設備室	
			放射線監視装置	0低	事後				設備-09-01-02 文書：B-24				設備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整備表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前提検査（使用前提検査）受検中であり、保全のために行う施設管理（巡回、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前提検査（使用前提検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態の運用を継続していることと確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を継続することとする。現状において、重要度はすべて「○低」及び「事後保全」とし、設備機器が工務完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

Table with columns: 計画年度, 大項目, 中項目, 小項目, 保全重要度, 保全方式, 検査実施項目, 検査頻度, 点検項目, 検査頻度, 検査方法, 検査場所, 検査結果, 検査担当者, 検査日, 検査時間, 検査費用, 検査備考.

その他重要設備
巡回点検計画

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整備表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前後検査（使用前検査）実施中であり、保全のために行う施設管理（巡回、点検及び検査）の設備ではない。ただし、使用前検査（使用前業者検査）の合格証（確認証）を期待するまでは、設備機器が設置した状態の正常維持を必要とするため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。現段階においては保全重要度はすべて「○低」及び「準低危険」とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていること（年次点検（外観点検）にて確認する）。

設備 記載事項	保全対象設備		設備		設備		設備		設備		設備		担当課	備考			
	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (設備)	保全 重要度	保全 方式	事業種別 (法や規制等に基づいて定める事項)	更新 要領書 番号	更新 要領書 番号	更新 要領書 番号	更新 要領書 番号	更新 要領書 番号	更新 要領書 番号					
消防設備	自動火災報知設備	消防設備	自動火災報知設備	○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
電気設備	消防設備	電気設備	消防設備	○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												
				○低	事後												

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			カイトの例	施設評価		
2	特殊な設計 による特定 第一種廃棄 物埋設施設 又は特定廃 棄物管理施 設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。	-	-	-	-
	2	前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付 して申請しなければならない。	-	-	-	-
3	廃止措置中 の特定第一 種廃棄物埋 設施設又は 特定廃棄物 管理施設の 維持	第三条 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同 条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出が あったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施 設（第一種埋設規則第七十八條の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施 設（廃棄物管理規則第三十五條の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の 規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維 持しなければならない。	-	-	-	-
	4	核燃料物質 の臨界防止	第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれ がある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。	-	-	-
5	特定第一種 廃棄物埋設 施設又は特 定廃棄物管 理施設の地 盤	第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場 合においても当該施設を十分に支持することができ、地盤に設置されたものでなければならぬ。	-	-	-	廃棄物管理施設建設家全般
	6	地震による 損傷の防止	第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれ がある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する 地震力（当該安全な施設にあっては、その併用中に当該安全な施設に大きな影響を及ぼ すおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。）による震害により公衆に放射 線曝露を及ぼすことがないものでなければならぬ。 2 安全上重要な施設は、その併用中に当該安全な施設に大きな影響を及ぼすおそれがないもので なければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそ れがないものでなければならぬ。	-	-	-
7	津波による 損傷の防止	第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その併用中に当該施設に大きな影 響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	-	-	-	-
	8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津 波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良そ 他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業 所、幹線、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業 所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び 敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故障によるものを除く。）により当 該施設の安全性が損なわれぬよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければ ならぬ。	-	-	-
9	特定第一種 廃棄物埋設 施設又は特 定廃棄物管 理施設への 侵入等防 止	第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業 所」という。）は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定 第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人 に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス 行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に 規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければな らぬ。	-	-	-	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
		○△同時確認 ガイドの別	○同時確認 同時確認			
10 閉じ込めの 機能	第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を取込まれた区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならぬ。	-	○ 同時確認	【負圧確認検査（蒸気炉内、廃棄物分選用ボックス内及び吹出しボックス内負圧）】 ・第15条（針測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	β-γ焼却装置 α焼却装置	
		-	○ 同時確認	【負圧確認検査（セル内等負圧）】 ・第15条（針測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備 α焼却装置 αホール排気設備	
		-	○ 同時確認	【作動検査（運転切替）】 ・第15条（針測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	【作動検査（ダンプの閉止確認）】 ・第15条（針測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅳ排気設備 α固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
		-	○ 同時確認	【排気確認検査】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項第2号、第15条（針測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	【排気確認検査】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項第2号、第15条（針測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	廃液貯槽Ⅱ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫 化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ
-	○ 同時確認	【漏えい検査（目視確認及び検知器不作動）】 ・第15条（針測制御系統施設）第2項に係る検査と同時に行う。	【作動検査（漏えい検知、液位異常上昇検知）】 ・第10条（閉じ込めの機能）第1項第4号に係る検査と同時に行う。	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備 α固体処理棟廃液予備処理装置 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽Ⅰ		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの別	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【作動検査(空気サンプリング設備作動)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項第3号に係る 検査と同時に行う。	対象設備
11	火災等による 損傷の防 止	一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	α 固体貯蔵施設 貯蔵孔内空気サンプリング設備
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフールドは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	β・γ 検知装置メンテナンス用フー ド
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある箇所は、必要に応じ、その内部を真空状態に維持し得るものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	α 固体貯蔵施設 貯蔵孔内空気サンプリング設備
		四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが増大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II 排水監視設備 α 固体処理機廃液液予備処理装置 β・γ 固体処理機 III 廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽 I
		イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II 排水監視設備 α 固体処理機廃液液予備処理装置 β・γ 固体処理機 III 廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽 I
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための理が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であっても、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	○ 同時確認	○ 同時確認	化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II 排水監視設備 α 固体処理機廃液液予備処理装置 β・γ 固体処理機 III 廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽 I
		ハ 作業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	○ 同時確認	○ 同時確認	化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II 排水監視設備 α 固体処理機廃液液予備処理装置 β・γ 固体処理機 III 廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽 I
		第十一條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設(自動火災報知設備、警報火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。)が設置されたものでなければならぬ。	○ 同時確認	○ 同時確認	有機廃液一時貯蔵装置 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設 I 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設 II 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設用廃液貯槽 自動火災報知設備 消火器 排水監視施設 自動火災報知設備 消火器 廃液処理機 自動火災報知設備 消火器 管理機械棟 自動火災報知設備 消火器 β・γ 一時格納庫 I

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見等履、一該当なし) カイトの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
2	前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。			自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理様 I 自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理様 II 自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理様 III 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 β・γ 固体処理様 IV 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α 一時結納庫 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α 固体処理様 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 ガス消火設備 固体集積保管場 I 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場 II 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場 III 自動火災報知設備 消火器 α 固体貯蔵施設 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設 屋外消火栓設備 有線放送一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設 I 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設 II 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設用廃液貯留 自動火災報知設備 消火器 排水監視施設 自動火災報知設備
		○ 同時確認	【保安記録確認検査（消火設備、自動火災報知設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認により行う。 ・第 11 条（火災等による損傷の防止）第 1 項に係る検査と同時に行う。	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの例	実施評価		
						消火器 除液処理機 自動火災報知設備 消火器 管理機械庫 自動火災報知設備 消火器 β・γ一時格納庫Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅲ 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 β・γ固体処理棟Ⅳ 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 α固体処理棟 ガス消火設備 α固体処理棟 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 ガス消火設備 固体集積保管場Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅲ 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場Ⅳ 自動火災報知設備 消火器 α固体貯蔵施設 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設 屋外消火栓設備
			-	-		
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を及ぼすおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられなければならない。	-	-		
		4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が溜りすぎない構造でなければならない。	-	-		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ○△同時確認 カイトの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
12	安全機能を有する施設	5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	—	—	—
		第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は保証が当該安全機能を確保し維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならぬ。	—	—	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 大洗研究所内通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備
13	材料及び構造	2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設（原子力施設）において共用する場合に必要がある場合において、多重性を有するものでなければならぬ。	—	—	—
		3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物管理施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわれないように設置されたものでなければならぬ。	—	—	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 大洗研究所内通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備
14	搬送設備	第十三条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	—	—	—
		一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	—	—	—
14	搬送設備	二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。	—	—	—
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—
14	搬送設備	ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	—
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—
14	搬送設備	二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることであらからじめ確認したものであり溶接したものであること。	—	—	—
		2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならぬ。	—	—	—
14	搬送設備	第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならぬ。	—	—	—
		一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。	—	—	β・γ貯蔵セル内クレーン β・γ射入設備セル内クレーン αホール設備セル内クレーン α射入設備セル内クレーン 固体集積保管場Ⅱ荷役設備 固体集積保管場Ⅲ荷役設備 α固体貯蔵施設新設設備
14	搬送設備	二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	—	—	—
		【作動検査（クレーン作動）】	—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・知見考慮、一該当なし) △同時確認 ガイアの別 自施設評価	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【警報検査（液位異常上昇、漏洩検知）】 その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
15 計測制御系統施設	2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないなければならない。	<p>○ 同時確認</p>	<p>【負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び吹出しボックス内負圧）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第11条（閉じ込めの機能）第1項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。 <p>【負圧確認検査（セル内等負圧）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第11条（閉じ込めの機能）第1項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。 	<p>セル系排気設備</p> <p>分類セル排気設備</p> <p>β・γ貯蔵セル排気設備</p> <p>αホール排気設備</p> <p>封入セル排気設備</p> <p>α焼却装置</p> <p>αホール排気設備</p>

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) カイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
18	<p>第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管・廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の放射性廃棄物を埋設する設備に漏く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合には、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p>	<p>○ 同時確認</p>	<p>【処理能力検査（放射能濃度測定）】 ・第 21 条（放射性設備）第 1 項第 3 号に係る検査と同時に行う。</p>	<p>管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ 固体処理機 I 排気設備 β・γ 固体処理機 II 排気設備 β・γ 固体処理機 III 排気設備 β・γ 固体処理機 IV 排気設備 α 固体処理機排気設備 廃液貯留施設 I 排気設備 廃液貯留施設 II 排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α 一時格納庫排気設備 α 固体貯留施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備</p>
19	<p>第十九条 特定第一種放射性廃棄物を廃棄する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。</p>	<p>○</p>	<p>【処理能力検査】</p>	<p>化学処理装置 除液蒸発装置 I 除液蒸発装置 II セメント固化装置 β・γ 圧縮装置 I β・γ 圧縮装置 II β・γ 焼却装置 β・γ 封入設備 α 焼却装置 α ホール設備 α 封入設備</p>
20	<p>第二十条 特定第一種放射性廃棄物埋設施設又は特定放射性廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスライヤイン線による外部放射線による放射線防護を防止する必要がある場合には、放射線防護を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていないならぬ。この場合にあっては、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線防護を防止する</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処置施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
		<p>るために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>第二十一条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線防護を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線防護を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p>			
21	換気設備	<p>二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p>	<p>○ 同時確認</p>	<p>【処理能力検査（系統捕集効率測定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 21 条（換気設備）第 1 項第 3 号に係る検査と同時に行う。 	<p>管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ 固体処理機Ⅰ排気設備 β・γ 固体処理機Ⅱ排気設備 β・γ 固体処理機Ⅲ排気設備 β・γ 固体処理機Ⅳ排気設備 α 固体処理機排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機溶液一時格納庫排気設備 α 固体貯蔵施設排気設備 管理機械排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備</p>
			<p>○ 同時確認</p>	<p>【負圧確認検査（排卸室内、廃棄物分類用ボックス内及び吸出しボックス内負圧）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。 <p>【負圧確認検査（セル内等負圧）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。 	<p>セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備</p>
			<p>○ 同時確認</p>	<p>【作動検査（運転切替）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。 <p>【作動検査（ダンプの閉止確認）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項、第 15 条（計測制御系統施設）第 2 項に係る検査と同時に行う。 	<p>管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ 固体処理機Ⅰ排気設備 β・γ 固体処理機Ⅱ排気設備 β・γ 固体処理機Ⅲ排気設備 β・γ 固体処理機Ⅳ排気設備 α 固体処理機排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機溶液一時格納庫排気設備 α 固体貯蔵施設排気設備 管理機械排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ 貯蔵セル排気設備 α ホール排気設備 封入セル排気設備</p>

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【排気確認検査】 その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
22	予備電源	○ 同時確認	<p>【処理能力検査（系部構築物等測定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第18条（処理施設及び廃棄施設）第1項第4号、第21条（排気設備）第1項第1号に係る検査と同時に行う。 	<p>廃液貯槽Ⅱ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫 化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置 管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ固体処理機Ⅰ排気設備 β・γ固体処理機Ⅱ排気設備 β・γ固体処理機Ⅲ排気設備 β・γ固体処理機Ⅳ排気設備 α固体処理機排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備</p>
23	通信連絡設備等	○ 同時確認	<p>【性能検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3項、第23条（通信連絡設備等）第1項に係る検査と同時に行う。 【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3項、第22条（予備電源）に係る検査と同時に行う。 【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3項に係る検査と同時に行う。 	<p>敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 敷地内の通信連絡設備（構内一斉放送設備） 大洗研究所内通信連絡設備 大洗研究所外通信連絡設備</p>

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備
			ガイダの例	施設評価		
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設	「法令技術基準」要求事項 第二條 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。 2 前項の認可を授けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	-	-	-	-
3	措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設	第三條 法第五十一條の二第五項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同第三條第三項において準用する法第十二條の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則第七十八條の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五條の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	-	-	-	-
4	核燃料物質の臨界防止	第四條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられなければならない。	-	-	-	-
5	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設	第五條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。	-	-	-	-
6	地震による損傷の防止	第六條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものではない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれおそれがないものでなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれおそれがないものではない。	-	-	-	-
7	津波による損傷の防止	第七條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれおそれがないものではない。	-	-	-	-
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定されるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-
9	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への他人の不法な侵入等の防止	第九條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への他人の不法な侵入、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に不正に燃焼性又は易爆性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-	-

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内装・屋根	対象設備
			ガイダの所	自施設評価		
10	閉じ込めの機能	第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を固定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されなければならない。	—	—	—	—
		一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	—	—	—	—
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフールドは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	—	—	—	—
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	—	—	—	—
		四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	—	—	—	—
11	火災等による損傷の防止	イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	—	—	—	—
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための厚さが設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	—	—	—
		ハ 作業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	—	—	—
		第十一條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けるところにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に感知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならぬ。	—	—	—	—
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。	—	—	—	—
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。	—	—	—	—
		4 水系の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水系が滞留しない構造でなければならない。	—	—	—	—
		5 水系の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水系が漏えいした場合においてもこれらが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	—
		第十二條 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならぬ。	—	—	—	—
		2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。	—	—	—	—
		3 特定第一種廃棄物埋設施設又は他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわれないように設置されたものでなければならない。	—	—	—	—
12	安全機能を有する施設	安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。	—	—	—	—
		特定第一種廃棄物埋設施設又は他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわれないように設置されたものでなければならない。	—	—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料5

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備	
			ガイドの例	施設詳細			
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前置事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐震性を確保できるものであること。 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに通切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであること。	—	—	—	—	
		第十四条 放射線廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	—	—	—	—	—
		第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていないなければならない。 二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないなければならない。 第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	
		第十七条 放射線管理施設は、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	—
		第十八条 放射線管理施設は、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	—
		第十九条 放射線管理施設は、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	—
		第二十条 放射線管理施設は、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	—
		第二十一条 放射線管理施設は、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	—
14	搬送設備	一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	—	—	—	—	
		二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	—	—	—	—	
15	計測制御系統設備	第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていないなければならない。 二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないなければならない。 第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	
		二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないなければならない。 第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	
16	放射線管理施設	一 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	
		二 放射線管理施設本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率	—	—	—	—	

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの別 目施設野用	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
三	放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	—	—	—
四	管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	●	【線量当量検査】(①) 【放射性物質濃度検査】(②) 【指示標度検査(エリアモニタ)】(③) 【警報検査(エリアモニタ)】(③)	以下の①施設、②ローカルサンプリング装置、③エリアモニタ ・β-γ固体処理機Ⅰ(①②③) ・β-γ固体処理機Ⅱ(①②③) ・β-γ固体処理機Ⅲ(①②③) ・β-γ固体処理機Ⅳ(①②③) ・α固体処理機(①②③) ・α一時格納庫(①②) ・α固体貯蔵施設(①③) ・廃液処理機(①②③) ・廃液貯留施設Ⅰ(①②) ・廃液貯留施設Ⅱ(①②③) ・有機溶液一時格納庫(①②) ・管理維持機(①②) ・固体集積保管場Ⅰ(①) ・固体集積保管場Ⅱ(①) ・固体集積保管場Ⅲ(①) ・固体集積保管場Ⅳ(①)
五	周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	—	【保安記録確認検査：外観点検、流量率点検（ローカルサンプリング装置）】 【保安記録確認検査：外観点検（エリアモニタ）】 【保安記録確認検査：校正点検（表面汚染検査用サベイメータ、室内空気モニタ）】	ローカルサンプリング装置 エリアモニタ 表面汚染検査用サベイメータ 室内空気モニタ
2	放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていないといけない。	—	・現場の表示状況を確認する。	—
2	第十七条 特定第一種廃棄物処理施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—
2	特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。	—	—	—
17	受入施設又は管理施設 — 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料5

基準 項目	技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備
				カイトの例	自施設詳細	
18	処理施設及び廃棄施設	<p>「法令技術基準」要求事項</p> <p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物の崩壊線及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。</p> <p>第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を収容する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に置く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り取り設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に過熱防止の措置を設ける場合にあつては、過熱防止の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。</p>	—	—	—	—
19	放射性廃棄物による汚染の防止	<p>第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻りに出入りする建物内の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすきものでなければならぬ。</p> <p>第二十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスライヤインシヤン線による作業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 作業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。</p>	—	—	—	—
20	遮蔽	<p>第二十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスライヤインシヤン線による作業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 作業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。</p>	—	—	—	—
21	換気設備	<p>第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。</p>	—	—	—	—
22	予備電源	<p>第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていないなければならない。</p>	—	—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料5

条	技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、一該当なし) ガイドの例		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			実施評価			
23	通信連絡設備等	第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要を指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	—	—	—	—
		2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通風運輸をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	—	—	—	—
		3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の運搬のための設備が設けられていなければならない。	—	—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

条	技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
	項目	内容				
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	技術基準の要求事項 第二章 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規制の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設けることができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	-	-	-
3	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持	第三十条 法第五十一条の二第五項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設埋設規則第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	第三章 法第五十一条の二第五項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設埋設規則第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	-	-	-
4	核燃料物質の漏洩防止	第四十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が漏洩に際するおそれがある場合において、漏洩を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	第四章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が漏洩に際するおそれがある場合において、漏洩を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	-
5	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地震	第五十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができるように設置されたものでなければならない。	第五章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができるように設置されたものでなければならない。	知見考慮	・ 地震構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 地震（必要に応じて）	
6	地震による構構の防止	第六十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設的安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に於いて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線影響を及ぼすことがないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる前項の損壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	第六章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設的安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に於いて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線影響を及ぼすことがないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる前項の損壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	・ 使用にあたり構造はほとんど変化しないが、最新の知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 なお、設備ごとの使用前事業者検査にて確認する。 ・ 安全上重要な施設がないため該当なし ・ 安全上重要な施設がないため該当なし ・ 安全上重要な施設がないため該当なし ・ 構造約40mに設置しているため該当なし	・ 建築及び構築物等（必要に応じて）
7	津波による構構の防止	第七十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	第七章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	-	-	-
8	外部からの衝撃による構構の防止	第八十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地震に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の敷地及び敷地周辺の状況から特定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれなければならない。	第八章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地震に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の敷地及び敷地周辺の状況から特定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれなければならない。	-	・ 設工認の審査の状況に応じて、追加の必要性の評価が必要（露出するガス消火設備の配管類等の防護措置に関して等）	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6
作成：2021年3月19日

条	項目	技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○A同時確認・別居考慮、 ―該当なし)	【外観検査等（防護施設）、保安記録確認検査（防護措置）】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。 ・核物質防護に係る点検の保安記録確認等により行う。	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・相模	対象設備
9	特定第一種廃棄物管理施設又は特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不正な侵入、特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	第九条 特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不正な侵入、特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	技術基準の要求事項	● 記録確認	【外観検査等（防護施設）、保安記録確認検査（防護措置）】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。 ・核物質防護に係る点検の保安記録確認等により行う。	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・相模	建設 ・管理区域境界の扉、壁
10	閉じ込めの機能	第十条 特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されなければならない。 一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管と逆流するおそれがない構造であること。 二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。 三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。 四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが増大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	第九条 特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不正な侵入、特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	● 記録確認	【記録確認（外観検査（構造）、作動検査（逆止弁））】 ・外観、作動に関する巡視及び点検の記録確認により行う。	【記録確認検査（風速）】 ・風速に関する点検の記録確認により行う。 【保安記録確認検査（負圧）】 ・負圧に関する巡視及び点検の記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却溶融炉 ・排ガス処理装置 ・焼却溶融炉冷却水タンク ・焼却溶融炉冷却水循環ポンプ ・焼却溶融炉冷却水循環ポンプ ・圧縮空気貯留タンク ・排ガス配管用プラグ ・DOPサンプリングフードA、B、C ・廃体乾燥装置 ・検査用グローブボックス ・試料採取用グローブボックス ・容器搬出ボックス（エアロック含む） ・試料搬出用フードA、B、C ・サンプル移送管用プラグ ・真空処理設備の配管類 ・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グロ ・フード系排気設備 ・焼却溶融炉冷却水タンク ・廃液サンプリングフード1、2 ・廃液受入タンク ・洗浄塔廃液タンクA、B ・液体廃棄物タンク ・廃液搬出ボックス ・ガス消火設備 ・気体廃棄物の廃棄施設の配管類 ・焼却溶融炉冷却水の配管類 ・固体系処理設備の配管類 ・廃体乾燥装置の配管類 ・分析設備の配管類 ・試料搬出用フードA、B、C ・DOPサンプリングフードA、B、C ・廃液サンプリングフード1、2

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受け、合格後に適用する）

添付資料 6
作成：2021年3月19日

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合にのみ、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・相換	対象設備
		ハ 適切な強度を有するものであること。			
		二 機械試験その他の詳細方法により適切な溶接施工及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。			
		2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならぬ。	▲ 保安記録確認	【耐圧漏えい検査】 ・設備の使用（汚染状況）により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査（漏えい確認）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理装置（排ガス処理室） <ul style="list-style-type: none"> ✓排ガス吸着塔 ✓排ガス洗浄塔 ✓排ガス凝縮器 ✓ミストセパレーター ✓排ガス加熱器 ✓ルテニウム吸着塔 ・排ガス処理装置（洗浄水処理室） <ul style="list-style-type: none"> ✓排ガスフィルタ ✓循環水タンクA、B ✓排ガス洗浄冷却器 ✓凝縮水タンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 <ul style="list-style-type: none"> ✓廃液投入タンク ✓洗浄槽 ✓洗浄液タンクA、B ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部） <ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類 <ul style="list-style-type: none"> ・廃樹脂乾燥装置 <ul style="list-style-type: none"> ✓廃樹脂流動乾燥機（貯留ポット） ✓廃樹脂流動乾燥機 ✓廃樹脂循環水貯槽 ✓廃樹脂移送ポンプ ✓廃樹脂乾燥機分離水フィルタ ・廃樹脂乾燥機配管類 ・固体系処理設備の配管類 ・廃樹脂乾燥設備の配管類 ・減容処理設備の配管類（埋設部） ・分析設備の配管類
14	搬送設備	第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	● 保安記録確認	【作動検査】 ・放射性廃棄物を搬送する能力については、点検の保安記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン（保守ホールのクレーン） ・サービスイリアクレーン
15	計測制御系統設備	第十五条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の総量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく	● 記録確認	【警報検査】 ・温度、圧力、液位に関する警報の作動について、点検の記録確認により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・計測制御設備 <ul style="list-style-type: none"> ✓温度に関する計測制御設備 ✓圧力に関する計測制御設備 ✓液位等に関する計測制御設備 ・集中監視設備

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受けし、合格後に適用する）

技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要 ▲場合による、 ○△同時確認・別見考慮、 一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
16 放射線管理施設	項目 漏えいするおそれが生じたとき、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていないなければならない。				
	2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、放射線管理施設を特定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のために設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に閉鎖させなければならない。	● 記録確認	【作動検査】 ・設備の作動について、点検の記録確認により行う。	・計測制御設備 ・温度に関する計測制御設備 ・圧力に関する計測制御設備 ・液位等に関する計測制御設備 ・集中監視設備	
	第十九条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	● 記録確認	【記録確認検査（線量率）】 ・放射線遮蔽物の側壁の線量当量率については、放射線サーベイの記録確認により行う。	・エリアモニタ ・サーベイメータ	
	二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	● 記録確認	【警報検査（排気モニタ）】 ・排気モニタの警報について、点検の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・放射線監視盤（共用）	
	三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	—	—	—	
四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	● 記録確認	【警報検査（エリアモニタ）、校正検査（表面密度管理）】 ・エリアモニタ及び室内空気モニタの警報については、点検の記録確認により行う。 ・表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認により行う。	・エリアモニタ ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置 ・放射線サーベイ用機器		
五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	—	—	—	—	
17 受入施設又は管理施設	2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。	● 記録確認	【記録確認検査（標識）】 ・標識の表示については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・エリアモニタ ・放射線監視盤（共用） ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置	
	第十七条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	—
	2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げる箇所によるものでなければならない。	—	—	—	—
	一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	—	—	—	—
	二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。	—	—	—	—
三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。	—	—	—	—	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6
作成：2021年3月19日

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認、知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
21	換気設備	第二十一条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。 三 通気装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機構が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	● ○ ○ ○	【作動検査、処理能力検査（系統捕集効率測定）】 ・第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に行う。 【作動検査（ダンプの閉止確認）】 ・竣工総審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に行う。 【処理能力検査（系統捕集効率測定）】 ・排気浄化装置の捕集効率測定（DOP測定）について、第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に行う。 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易な構造であることの確認は、フィルタ交換と同時に行う。	・線量モニターロック ・機械的ロック機構 ・ガス消火設備の配管類（埋設部） ・室内空気モニタの配管類（埋設部） ・ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部） ・セル系排気設備の配管類（埋設部） ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部） ・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グロブトップシステム系排気設備、フード系排気設備 ・気体廃棄物の廃棄施設の配管類 ・排気浄化装置
22	予備電源	第二十一条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられなければならない。 第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていないなければならない。	● ●	【非常用電源検査】 ・発電装置及び非常用電源装置の作動について、点検又は巡視の記録確認により行う。 【保安記録確認検査（通信連絡設備）】 ・通信連絡設備及び集中監視設備に係る点検の保安記録確認により行う。	・発電装置 ・無停電電源装置 ・放送設備 ・ベージャング設備 ・加入電話設備 ・所内内線設備 ・集中監視設備 ・保安設備 ・ベージャング設備 ・加入電話設備 ・所内内線設備 ・避難用誘導設備
23	通信連絡設備等	2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていないなければならない。 3 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられなければならない。	● ●	【保安記録確認検査（避難誘導設備）】 ・通信連絡設備に係る点検の保安記録確認により行う。 【保安記録確認検査（避難誘導設備）】 ・法定消防設備点検に係る点検の保安記録確認を行う。	・放送設備 ・ベージャング設備 ・加入電話設備 ・所内内線設備 ・集中監視設備 ・保安設備 ・ベージャング設備 ・加入電話設備 ・所内内線設備 ・避難用誘導設備